

純損失の繰戻し還付

Q : 去年が黒字申告で、今年が損失の場合、損失を前年に含めて計算する制度があるようですが、どのような内容なのですか？

A : 純損失の繰戻し還付というものです。

【解説】

所得税では、青色申告者については、損益通算をしてもなお赤字である場合には、その赤字を前年に繰り戻すことができ、前年に所得税を納めていた場合には、税金の還付を受けることができますとしています。これを純損失の繰戻し還付といいます。

損失を繰り戻す場合には、その繰り戻す損失の内容により、総所得金額の損失の繰戻し金額を前年の課税総所得金額と通算して計算することになりますが、赤字を前年に繰り戻すには、当然、前年が黒字でなければならず、繰り戻せる金額は、前年の所得金額が限度となります。

また、繰戻しによる還付は、純損失の生じた年分の確定申告書の提出期限までにその申告書の提出と同時に行わなければならないが、純損失の繰戻しによる還付請求をしなかった場合には、その純損失の金額は、翌年分以降に繰り越されることとなります。

なお、申告をする場合には、計算した還付請求書を申告書に提出しなければなりません。この還付請求書の提出があった場合には、税務署長がその内容を調査することになっていきますので、注意のうえ申告するようにしてください。

